

高付加価値コンテンツ造成・販売（エリア支援）における 伴走支援業務委託仕様書

1 委託業務名

高付加価値コンテンツ造成・販売（エリア支援）における伴走支援業務

2 業務の目的

モデルエリアにおいて、地域資源を活用した付加価値の高い滞在型観光コンテンツの造成・販売に向けて、適切な伴走支援を行い、宿泊客数の増加と地域内観光消費額の拡大を図る。

3 委託者

公益社団法人岡山県観光連盟

4 業務の概要

(1) モデルエリア

モデルエリアとは、複数の宿泊施設を核として、観光協会、市町村等が連携して宿泊者の滞在価値の向上を図る地域のうち、委託者が決定したもの。

なお、モデルエリアは、2か所程度を想定しており、今後公募を行い、6月末までに決定する。

(2) 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託限度額

19,693,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当該委託限度額には、4（4）イに定める割引クーポン等の原資3,000,000円（非課税）及び4（4）ウに定めるプロモーション費用2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を含むものとする。ただし、割引クーポン等の原資及びプロモーション費用は、実績に基づき精算するものとし、未使用額又は不用額が生じた場合は、その額を委託者へ返還すること。また、その他経費についても、利用実績の減等により不要となったと認められる経費については、同様に扱うものとする。

(4) 業務内容

委託する業務（以下「本業務」という。）は、以下のとおりとし、必ず委託者と協議の上、実施すること。

ア 観光コンテンツの造成・販売支援

- ・ モデルエリアにおいて、その地域ならではの食、自然、歴史、文化、アート、温泉、伝統工芸、体験を通じた交流等の地域資源を最大限に活用し、滞在価値を図る観光コンテンツの造成・販売支援を行うこと。
- ・ 造成する観光コンテンツは、宿泊者の消費額向上につながるものとする。
- ・ 事業終了後もモデルエリアにおいて、地元事業者が継続することが可能な観光コンテンツとすること。

- ・ 地元の事業者、市町村・観光協会等と連携したワークショップ等を3回以上開催すること。
- ・ 観光コンテンツの販売にあたっては、現状分析・ターゲット設定をした上で、効果的な販売方法を検討すること。
- ・ 販売方法は、宿泊施設及びその公式サイト、地域観光サイト、OTA、SNS、旅行会社、地域内施設等の中から、ターゲットに応じて複数の導線を検討すること。
- ・ 遅くとも令和9年1月上旬には、販売を開始すること。

イ 割引クーポン等を活用した宿泊需要喚起

- ・ 販売開始後は、販売実績、利用者属性、利用者満足度、改善点を把握し、必要に応じてコンテンツ内容、価格、販売ページ、広告配信、クーポン設計等を改善すること。
- ・ 宿泊需要の喚起及び地域内消費の促進を目的として、割引クーポン等を必ず設定・実施することとし、原資は3,000,000円（非課税）とする。具体例としては、宿泊割引クーポン、宿泊者のみが購入又は利用できるお得パスポート、地域内の飲食・体験利用と連動したクーポン等が考えられる。実施にあたっては、クーポンありきの誘客にとどまらないよう、対象者、利用条件、販売導線、地域内消費への波及、アンケートの実施、効果測定等、委託者及び事業者と協議の上、実施すること。
- ・ 未利用原資の取扱い等の整理を委託者と協議し、実施すること。
- ・ 割引クーポン等の実施にあたっては、利用者の利便性を確保する観点から、受託者において問合せ窓口を設置すること。

ウ デジタルマーケティングを活用したプロモーション

- ・ ターゲットを設定し、モデルエリアでの宿泊につながるデジタルマーケティングを活用した適切なプロモーションを実施すること。実施にあたっては、造成した観光コンテンツ及びクーポン等の販売導線と連動させ、宿泊予約、体験予約、地域内消費につながる導線を設計すること。
- ・ プロモーションにあたり、必要な観光素材（写真等）を準備すること。
- ・ プロモーション実施後は、効果測定及び分析を行い、レポートを作成すること。レポートには、広告配信結果、流入数、予約・販売状況、クーポン利用状況、利用者アンケート、改善提案を含めること。当該業務を通じて得られたデータについては、委託者及び事業者へ今後の効果検証に活用できるよう、集計前データ又は集計データを委託者へ提供すること。なお、事業者及び委託者に対し、説明会を実施すること。
- ・ デジタルマーケティングを活用したプロモーション費用については、2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、プロモーション費用は、全て広告配信費とし、分析レポート費等は含まない。

《留意事項》

- ・ それぞれの業務においては、地域資源の磨き上げ、商品造成、販売導線整備、デジタルマーケティングなどの適切な専門家による助言等を行うこと。また、必要に応じて、地域内連携やガイド人材育成等の知見を有する者を招聘すること。

- ・ 別途岡山県観光連盟が実施予定の高付加価値コンテンツ造成・販売（事業者支援）における伴走支援業務※1と連携し、※1で造成される地域内周遊を促進する体験商品等がある場合は、ワークショップにおいて協議の上、モデルエリア内の宿泊施設等による紹介・販売、周遊促進、プロモーション連携等を図ること。
- ・ ワークショップ等では、地域の特性・課題の整理、ターゲット設定、コンテンツ造成、販売方法、役割分担、事業終了後の継続運用方針を検討すること。また、モデルエリアとの合意形成を重視すること。
- ・ 宿泊等の定量データ、アンケート・口コミ等を活用し、当該エリアの現状分析を行い、特性・課題を把握すること。
- ・ 現状分析に当たっては、宿泊統計、予約・販売データ、OTA等の口コミ、アンケート、観光動態、人流データ、検索・広告データ等、利用可能なデータを組み合わせ、仮説及び検証指標を整理すること。
- ・ その他、本業務の遂行に当たって必要な事項が発生した場合は、委託者と協議の上、実施すること。
- ・ 本業務を実施するに当たり、必要な部分については再委託を認める。ただし、再委託の業務内容が本業務の主たる業務でないことを条件とし、事前に委託者の承諾を得たものに限る。
- ・ 本業務の関係者からの問合せに対しては、速やかに対応すること。
- ・ 本業務を円滑に遂行するために、必要な実施体制を構築するとともに、本業務に係る問合せに対応できる体制を構築し、業務期間中の対応を行うこと。特に、モデルエリア内の関係事業者との調整、販売導線の整備、クーポン運用及び効果検証を一体的に管理できる体制を確保すること。なお、問合せ対応については、委託開始日から終了日までの平日10時から17時までの対応を含むものとする。

※1 高付加価値コンテンツ造成・販売（事業者支援）における伴走支援業務とは、専門事業者が、県内観光事業者等と連携し地域資源を組み合わせた高付加価値観光コンテンツを造成・販売支援する別業務をいう。

5 成果物の提出

本業務が完了した際は、速やかに実施報告書を作成し、委託者に提出すること。実施報告書には、以下の内容を含めること。

- ・ 参加事業者
- ・ ワークショップ等を通じたモデルエリアにおける検討内容
- ・ 造成支援した観光コンテンツの内容・販売状況
- ・ デジタルマーケティングを活用したプロモーション内容と結果・分析
- ・ 割引クーポン等を活用した利用者アンケートの結果・分析
- ・ 割引クーポン等の発行・利用実績、利用条件、利用者属性、地域内消費への波及、未利用原資の状況
- ・ 販売ページ、予約導線、販売導線、宿泊施設等での案内方法、問合せ対応体制

- ・事業終了後の継続運用に向けた体制、成果、課題、改善方針及び次年度以降の展開案
- ・様式は任意のものとするが、紙媒体で1部提出するとともに、電子データ（Word、Excel、PDF等）をあわせて提出すること。

6 委託者との調整

受託者は、以下のとおり業務の実施にあたり、委託者との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託後に、具体的な業務内容、スケジュール、行程、本業務の管理責任者等業務体制を記載した「実施計画書」を作成すること。実施計画書には、モデルエリア支援の進め方、ワークショップ計画、造成・販売スケジュール、プロモーション計画、クーポン運用計画、効果検証方法を含めること。
- (2) 業務期間中は、適切な業務が遂行されるよう、原則3ヶ月に1回程度、進捗状況を含め関係者へ報告を行うこと（オンラインによる形式も可）。ただし、事業開始前、販売開始前、クーポン実施前、プロモーション実施後等、重要な節目においては、必要に応じて随時報告・協議を行うこと。業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 委託業務上発生した障害や事故については、速やかに委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 業務実施に当たり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

7 留意事項

- (1) 本仕様書の内容については、業務の概要を示すものであり、詳細については、企画提案協議の結果に基づき、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて確定するものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。
- (3) 受託者は、効果検証のため各種データ等の情報を事業者等から取得する場合には、必ず提供者の同意を得ること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たって必要な関係書類を整備し、委託者から提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- (5) 本業務を遂行するに当たっての個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 本業務により得られた全てのデータ等については、本業務の目的以外に使用、又は流用等をしてはならない。
- (7) 本業務により制作された成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (8) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

- (9) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任及び負担において解決すること。
- (10) 委託者は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等を行うことができるものとする。
- (11) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルについては、受託者の責任において対応すること。
- (12) 委託業務の実施に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。また、これらの書類は、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。